

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS

弁護士法人
中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF日比谷ビル11階
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

2011 夏号

2011年 7月発行 第63号



ご挨拶

暑中お見舞い申し上げます。

東日本大震災から4ヶ月あまりたちました。復興はこれからが正念場であり、産業界や国民生活は節電に堪えながらこれを支えています。政治の混乱がその足を引っ張ることのないように願う今日この頃です。

さて、東京事務所所属の國吉雅男弁護士が、去る7月1日から「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」に基づき、2年間任期付公務員として金融庁監督局に総務課課長補佐として出向することになりました。

また、金澤浩志弁護士と中野清登弁護士が、弊事務所の「海外留学支援制度」に基づき、今夏より、金澤弁護士がアメリカのノースウェスタン大学ロースクールに、中野弁護士が同じくジョージタウン大学ロースクールに留学することになりました。両君は、当初の1年間はロースクールにおける修士課程で研鑽を重ね、後の1年間はアメリカの法律事務所実務研修をする予定になっています。

出向・留学期間中は皆様方にご迷惑をおかけしますが、三弁護士の抱負は1頁に詳細に述べているとおりですので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

一方、東京事務所の戦力を補充するため、中村健三弁護士、大平修三弁護士が東京事務所に転動いたしました。両弁護士は皆様のニーズに的確に対応すべく決意も新たに頑張っておりますので、何卒よろしくご交誼の程お願い申し上げます。

なお、2年間金融庁に出向しておりました加來武宜弁護士が、今般、弁護士業務を離れ、企業のビジネスサポートをする仕事に就くため退職いたしました。同君に賜りましたご交誼に感謝し、これからの活躍を期待したいと思います。

所長弁護士 中 務 嗣治郎

出向のご挨拶

國 吉 雅 男

当職は、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」に基づき、本年7月1日より2年間、任期付公務員として金融庁監督局総務課に法務担当の課長補佐として出向することになりました。紙幅をお借りしてこの場でご挨拶させていただきます。

監督局は、銀行、保険会社、金融商品取引業者などの民間金融機関等の監督を行う部局であり、総務課、銀行第一課、銀行第二課、保険課、証券課の各課で構成されています。このなかで総務課は、監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括等の民間金融機関全般に対する横断的な規制とその調整の役割を担っています。

当職の業務内容としては、

- (1) 監督局内の業務に関して生じた各種法律関連問題への対応
- (2) 金融ADR制度への対応（利用者保護施策への対応を含む）
- (3) ノーアクションレター制度の企画・運用及び個別の照会事案に対する回答文書作成への協力
- (4) 国を当事者とした訴訟への対応
- (5) 監督指針・事務ガイドラインの改訂及び関連業務
- (6) 関係省庁・関係団体の審議会、協議会等への参加、折衝
- (7) 各種施策策定に際しての法制面等の支援

などが予定されております。

未曾有の震災後のこの時期に金融監督行政に携わることとなり、その重責に身が引き締まる思いをしておりますが、このような国家の危機に、かかる業務に従事できるということは得難い機会でありますので、日々職務に邁進し、日本の復興に少しでも貢献できればと思っております。

2年間当事務所を離れることにより、クライアントの皆様には多大なご迷惑をお掛けすることになりますが、帰所後に、金融庁での経験を生かし、これまで以上に良質の法的サービスをご提供させていただければと思っておりますので、何卒ご容赦いただければ幸いです。

今後ともご指導ご鞭撻のほどを宜しくお願い申し上げます。

留学のご挨拶

金 澤 浩 志

当職は、本年7月より、米国のロースクールに留学させていただくことになりました。まず、7月上旬より、カリフォルニア州ロサンゼルスにある南カリフォルニア大学のサマープログラムという研修課程に参加し、その後8月末よりイリノイ州シカゴにあるノースウェスタン大学のLL.M.プログラムに参加いたします。同プログラムは、来年5月中旬ごろまでの予定ですが、その後は、現地法律事務所等での研修を希望いたしており、合計約2年間、留学のため当事務所を離れる予定でございます。

ノースウェスタン大学ロースクールは、シカゴのダウントウンにキャンパスを有し、ビジネス法務分野で高い評価を受けているロースクールです。留学期間中は、特に、日本の法律実務に大きな影響を与えている米国証券法規制をはじめとした金融法規制や会社法規制について学び、研鑽を積んで参ります。また、LL.M.プログラムには、世界中から多様なバックグラウンドを持った方々が参加することとなります。同ロースクールは、学生間の繋がりを重んじており、様々な得難い経験ができるものと大変楽しみにいたしております。これらの留学の状況につきましては、何らかの形で随時皆様にご報告したいと考えております。

先日発生した東日本大震災で日本は甚大な被害を受け、今なお震災事故の復旧や、被害からの復興に奔走されている方々が多数おられる状況の中で日本を長期間離れることについては、私自身様々な思いもございますが、この度の機会を十二分に活かし、自分にできることを模索して参りたいと思っております。

留学期間中は、依頼者の皆様方には大変なご不便とご迷惑をお掛けすることになりますが、上記のとおり、留学経験を積んでより一層皆様のお役に立つことができるようレベルアップして参りますので、何卒ご容赦賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

中 野 清 登

本年7月より米国にあるジョージタウン大学のロースクール (Georgetown University Law Center) に留学することになりました。

同大学では、本年7月から8月まで事前研修を受講した後、8月末に修士課程(LLM Program)に入学し、来年5月に卒業する予定です。また、その後、海外の法律事務所や行政機関等における研修を検討中であり、ロースクールへの留学とその後の研修を含めて、合計2年程度事務所を離れることを予定しております。

ジョージタウン大学はビル・クリントン元大統領や緒方貞子元国連難民高等弁務官の母校として知られています。政治学部が特に有名ですが、ロースクールも評価が高く、特に国際法、競争法などに強みを持つと言われております。また、同大学のキャンパスはワシントンDCの中心部にあり、地の利を生かして、米国の行政機関等での研修など独自のカリキュラムが組まれています。

今回の留学では、競争法、会社法、M&A法制などを学びたいと考えております。これらの分野では米国の議論が日本の法制度に影響を与えている場合も多く、本場の法理論を学ぶことにより、日本での実務で更に皆様のお役に立てると確信しております。

ところで、司馬遼太郎先生の「坂の上の雲」という小説には、明治時代に日本から外国に留学した主人公が、「自分が一日遅れると、日本が一日遅れる」という気概で勉学に励む場面があります。無論、国家の期待を背負ったその主人公と一市民である私とは比べるべくもありません。しかし、国際競争力の低下が懸念されている現在の日本においても、そのような気概が求められていると信じ、粉骨砕身の覚悟で勉学や研修に励みたいと思っております。

留学中は、皆様にご迷惑をおかけすることとなりますが、帰国後は、国内案件のみならず、国際案件においても、より一層皆様のお役に立てるよう精進してまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。



弁護士
中村 健三
(なかむら・けんぞう)

〈出身大学〉
東京大学法学部
大阪大学法科大学院

〈経歴〉
2009年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新62期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所
入所

転勤のご挨拶

中村 健三

私こと、4月1日をもって弊事務所の東京事務所に異動いたしました。大阪事務所在籍中におきましては、ひとかたならずお世話になり、厚く御礼申し上げます。

今回の異動した当初に見た銀座は、震災の影響で街が暗く人通りもまばらな状態であり、大学時代に東京で暮らしていた際に見た銀座の姿との変化に少なからず衝撃を覚えました。

私は、阪神大震災直後の中学高校の時期を神戸と大阪で過ごし、その際、周囲の方々にお力添えいただいたお陰で阪神地域は復興を遂げ、私自身も今日まで来ることができたと感謝しております。そして、今回、東日本大震災の直後に東京で働かせていただくというも何かの縁であると感じます。

私には、チャリティーマッチにおける三浦知良選手のように、一瞬で日本全国を勇気づけられることはできません。しかし、三浦選手のように、如何なる逆境に遭っても常にモチベーションを保ち努力を続けることで、職務においてベストパフォーマンスを発揮し、依頼者の皆さまに多く満足していただきたいと考えております。そうすることで東日本を中心とした経済復興の一端を担い、阪神大震災の際にご尽力していただいた方々に少しは恩返しできるのではないかと思います。

何卒、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。



弁護士
大平 修司
(おおひら・しゅうじ)

〈出身大学〉
大阪市立大学法学部
大阪大学法科大学院

〈経歴〉
2010年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新63期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所
入所

転勤のご挨拶

大平 修司

本年1月より、大阪事務所にて執務して参りましたが、本年6月をもって、東京事務所へと異動致しました。

大阪事務所での執務はほんの半年程の間ではありましたが、この間、非常に多くのことを学ばせていただきました。依頼者の皆様には格別のご厚情を賜り深く感謝しております。

異動が決まった当初は、ようやく大阪事務所にも慣れてきたところでの転勤ということもあり、後ろ髪を引かれる思いもございました。また、生粋の大阪人である私が、東京の環境に慣れることができるのかという不安もありました。

しかし今は、新しい環境で出会う依頼者の方々に貢献できる喜びで、胸がいっぱいです。同時に、大阪事務所と比べて弁護士数が少ない東京事務所での執務を行うことで、責任がより大きくなるのを感じ、身が引き締まる思いです。

新任地におきましても、一層の努力を重ね、一つ一つの事件に全力で取り組んで参る所存でございますので、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

退所のご挨拶

加来 武宣

謹啓 向暑の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、私こと、平成18年10月より、中央総合法律事務所にて弁護士業務を開始し、同21年4月からは金融庁検査局にて任期付き公務員として執務して参りましたが、今般、事務所のお許しを得て、退所させていただくことになりました。

在職中、多大なご厚情を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

退所後は、弁護士業務から離れ、企業のビジネスをサポートする仕事に就く予定ですが、事務所や金融庁で得た知識や経験、考え方を活かしていきたいと考えています。私にとっては、これまでの業務とは異なる未知の分野となりますが、事務所の諸先生方から教わった業務への真摯さ、全力で難問に立ち向かう姿勢を忘れずに、全身全霊でチャレンジする所存です。

皆様には、また違った形でお世話になることもあるかと存じますが、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。

謹白



弁護士
藤井 康弘
(ふじいやすひろ)

〈出身大学〉
同志社大学法学部

〈経歴〉
2002年10月
最高裁判所司法研修所修了
(55期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所
2008年8月～2009年5月
米国フォーダム大学
ロースクール留学
2009年10月～
米国Schiff Hardin
LLP法律事務所勤務
2010年2月
ニューヨーク州弁護士登録

〈取扱業務〉
企業法務、渉外法務、
民事法務、商事法務、
家事相続法務等



弁護士
赤崎 雄作
(あかさきゆうさく)

〈出身大学〉
東京大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務
会社法務、家事相続法務

震災に関する法律問題

当事務所は、平成23年4月21日、ホテルモントレ京都において、「緊急対策セミナー:震災から生じる法律上の諸問題への対応」と題するセミナーを開催いたしました。同セミナーにおいては、「契約上の諸問題への対応1(売買、賃貸借関係を中心に)」「契約上の諸問題への対応2(請負、帰宅、労務関係を中心に)」「保険関係の諸問題への対応」「震災対応の観点からの株主総会対策」という4つのテーマについて、発表を行いました。本稿においては、その中から、売買契約及び労務関係に関する論点を整理したいと思います。

第1 売買契約

1 目的物引渡義務と代金支払義務の帰趨

売買契約においては、震災により目的物が滅失・損傷した場合に、売主の目的物引渡義務及び買主の代金支払義務の帰趨が問題となります。

(1)目的物引渡義務の帰趨

ア 債権の種類による区別

目的物引渡義務の帰趨は、ジュースや本など、同じ物が他にも多数存在する物が目的物となっている場合と、有名な画家が描いた絵など、一品限りしか存在しない物を目的物とする場合を区別する必要があります。前者は種類債権又は不特定物債権、後者は特定物債権と呼ばれています。また、倉庫内などの特定の場所・範囲によって、目的物の範囲が限定される場合を制限種類債権といえます。

イ 種類債権・不特定物債権

ジュースや本などの一定の種類に属する物の一定量の引渡を目的とする種類債権においては、市場において、別途同じ物を調達することが可能であり、再度同じ物を調達して、引き渡す義務があります。ただし、物の給付をするのに必要な行為を完了したときには、特定物債権と同様の扱いとなります。

ウ 制限種類債権

制限種類債権の場合、特定された場所・範囲内に存在する限り、売主は、目的物を調達する義務を負いますが、当該場所・範囲内に種類物がなくなれば、履行不能となり、目的物の引き渡し義務は消滅します。

エ 特定物債権

一品限りしか存在しない物など目的物の個性に着目した特定物の引渡を目的とする債権においては、引渡前に、当該目的物が滅失した場合、売主の引渡義務は消滅します。

(2)代金支払義務の帰趨

ア ジュース等の不特定物を、売主が、再度調達して引き渡した場合に、買主が代金を支払わなければならないのは、当然のことですが、絵画のような特定物が滅失し、売主の引渡義務が消滅した場合に、買主が代金を支払わなければ

ならないかが、次の問題です。

イ 民法上、売買契約のように当事者双方が債務を負っている双務契約において、一方当事者の目的物の引渡義務の履行が出来なくなった場合に、相手方の代金支払い債務が消滅するか、存続し続けるかという問題を、危険負担の問題といえます。

この点、代金支払い債務が存続するという考えを、滅失の危険を、目的物引渡債務の債権者が負担するという意味で、債権者主義、代金支払い債務が消滅するという考えを、滅失の危険を債務者が負担するという意味で、債務者主義と呼んでいます。

そして、特定物の移転を双務契約の目的とした場合は、債権者主義が適用される(民法534条)ことになっており、特定物を目的とする売買契約においては、代金支払い債務が存続する債権者主義が適用されます。

ウ 以上から、絵画等の特定物を目的とした売買契約においては、震災により、目的物が滅失した後においても、買主は、代金を支払わなければならないこととなります。

(3)まとめ

売買契約の目的物が震災により滅失した場合の、双方の債務の帰趨について、まとめると以下の表のとおりです。

債権の種類	目的物の引渡義務	代金支払義務
種類物債権	○存続	○存続
制限種類物債権	原則:○存続 ただし、特定の場所・範囲内の種類物が全て滅失した場合は、履行不能により消滅する。	原則:○存続 ただし、引渡義務が履行不能により消滅した場合は、代金支払い義務も消滅する。
特定物債権	×消滅	○存続(債権者主義)

(4)特約による修正

以上で述べたことは民法上の原則的な考え方ですが、個別の売買契約においてこれと異なる内容の特約がなされれば、当該特約に従って処理されることとなります。特に、債権者主義は目的物引渡義務が消滅したにも関わらず代金支払債務は依然として残るといった考え方で、当事者の公平の観点からもその適用の制限が論じられているところであり、実務上も、債権者主義は特約により制限されているのが通常です。したがって、個別の案件で問題が生じた場合には、売買契約書にそのような条項がないかを確認する必要があります。

2 履行遅滞責任

(1)売主が依然として目的物引渡義務を負う場合に、震災の影響により、目的物の調達に時間がかかる場合があります。この場合、売主は、遅滞によって買主に損害が生じた場合に、損害賠償責任を負うのでしょうか。

(2)民法上、履行が可能であるにもかかわらず、約束の期限までに履行をせず、その履行を怠ったことについて、債務者に帰責事由がある場合には、その債務者は、履行遅滞責任として、損害賠償責任を負います。ここでは、債務者(売主)の帰責性が要件となるのですが、地震は不可抗力であり、調達に時間がかかっても、債務者に帰責事由がないということも考えられます。ただ、別途の仕入先がないか、別途の輸送手段がないか、別途の仕入先・輸送手段を利用することでどれだけコストが増大するかなどの事情を考慮して、個別事情に応じて、帰責事由の有無は判断されることとなります。

第2 雇用契約

1 整理解雇

(1)東日本大震災の直接の被害を受けた地域は当然ですが、直接の被害を受けていないが、東北の工場の被災により、部品の調達が不可能となり、それ以外の地域の工場の操業が出来なくなっている事例、自粛ムードの影響により、消費が低迷し、売上が減少している事例など、会社の事業を縮小せざるを得ない例は、数多く挙げられます。

こういった状況において、会社が、従業員を解雇できるか否か、又、出来るとしてどのような要件が必要なのかを検討します。

(2)一般に、事業の継続が危機にある場合に、人員整理として行う解雇を整理解雇と呼んでいます。会社から受ける給料の支払いは、生活をしていく上で基礎となるものであり、無制限に解雇を認めることは、従業員に対し著しい不利益を及ぼすこととなります。そのため、解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合には、その権利を濫用したものとして無効とされます(労働契約法16条)。この点、どのような場合に合理的な理由があると認められるかという点については、判例により、次の4要件が示されています。

- ①整理解雇の経営上の必要性があること
- ②解雇回避の努力を尽くしたものであること
- ③解雇対象者の選定基準が、客観的で合理性があること
- ④組合・労働者に対する協議・説明の義務を尽くしたものであること

(3)①経営上の必要性について

一般的には、会社の存続が危うい場合や、高度の経営の危機がある場合に、当該要件が満たされると考えられます。大震災の影響により、事業活動の縮小が、長期間にわたることが予想され、当該事態が、経営状況に及ぼす影響が大きい場合は、この要件を充足すると判断される可能性が高いと思われます。

他方、売上が減少したとしても、直ちに、経営状態に影響がないような場合には、この要件をみたさないと判断されると思われます。

(4)②解雇回避の努力について

あくまでも、解雇は最後の手段であり、まずは、解雇以外の方法により、経営状態を改善することが求められます。

すなわち、希望退職者の募集、配置転換、出向等の手段により、解雇回避のための努力を行う必要があります。

(5)③選定基準の合理性について

まず、解雇の基準を定め、その基準に応じて、解雇の対象となる従業員を選ぶ必要があります。そして、当該基準は、合理的なものでなければならず、選定においても、公平に行われる必要があります。

一般的には、解雇しても生活への影響が少ない者や、経営に貢献することが少ない者が選ばれます。具体的な基準としては、出勤率、会社への貢献度などが用いられることとなります。他方で、性別を基準とすることや、誠実度など抽象的な基準を用いることは、認められません。

(6)④説明義務

従業員に対する誠実な説明を行ったか否かは、整理解雇が適法か否かの判断をする際には、非常に重視される点です。具体的には、解雇の必要性、時期、方法を説明する必要があります。また、従業員から、追加の説明の要望等がある場合には、会社としては、誠実にこれに応じるべきといえます。そして、従業員の理解が得られるよう最大限の努力をすべきです。

2 派遣切り

(1)東日本大震災の影響により、派遣従業員の雇用状況にも大きな影響を与えており、この点について検討します。

(2)派遣従業員の雇用関係については、派遣元と派遣労働者との間に雇用契約が存在し、派遣元と派遣先の間に労働者派遣契約が存在する。そして、派遣先と派遣労働者との間では、指揮・命令関係は存在するが、契約はありません。派遣切りという言葉は、上記2つの契約のいずれかを終了させることを呼ぶ場合が多いですが、本項では、使用者による労働者派遣契約の中途解約を派遣切りと呼ぶことにします。

(3)派遣切りに関しては、派遣先が講ずべき措置に関する指針というガイドラインが出されており、以下の指針が示されています。

- ①派遣会社の合意を得るとともに、予め相当の猶予をもって申し入れること
- ②派遣先の関連会社での就業をあっせんする等派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること
- ③②が出来ないときは、遅くとも30日前に予告しない場合は、派遣会社に派遣労働者の賃金相当分の損害賠償を行うこと

(4)会社としては、派遣労働者の労働者派遣契約を中途解約する場合には、上記ガイドラインを参考にして、適切な対応を行う必要があります。

第3 最後に

紙面の関係上、解説できる内容は限られておりますが、本稿が、皆様方が実務で直面される諸問題の解決の糸口となれば幸いです。



弁護士
米国ニューヨーク州弁護士
中務 正裕
(なかつかさ・まさひろ)

〈出身大学〉
京都大学法学部
米国ノースウェスタン大学
ロースクール (LL.M)

〈経歴〉
1994年4月
最高裁判所司法研修所修了
(46期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所
2005年5月
米国ノースウェスタン大学
ロースクール卒業
2005年8月～2006年7月
米国カーランド・エリス
LLP法律事務所勤務
2006年4月
ニューヨーク州弁護士登録
2007年6月
国家検定金融窓口サービス
技能検定委員
2008年10月
京都大学法科大学院
非常勤講師
2010年6月
貝塚市公平委員
2011年6月
アジア国際法学会 日本協会
理事

〈取扱業務〉
国内外M&A
ファイナンス・金融法務
会社法務 等

国際的M&Aにおける米国海外腐敗行為防止法 (FCPA) の影響 ～IPBA京都大会から～

弁護士 中務 正裕



2011年4月21日から4月24日まで、京都国際会議場においてIPBA (Inter-Pacific Bar Association, 環太平洋法曹協会) の年次大会が開催された。IPBAとは、太平洋地域を中心とした各国の弁護士の集まりであるが、ヨーロッパや北米のメンバーも多く、世界的な弁護士のネットワークである。京都大会では、原発事故の影響で、当初予定されていた参加者から少なくなったものの、900名以上の弁護士や企業法務担当の方が世界中から集まり、盛会にて行われた。

筆者は、本大会においてInnovative Due Diligence Techniques - How Can We Improve? (革新的なデュー・デューリジェンス、どのように改善するか)というセッションのスピーカーの一人を務め、日本及びアジア地域におけるクロスボーダーM&Aにおけるデュー・デューリジェンスの留意点、改善点について講演した。



同セッションでは、他にも南米、東南アジア、米国からの報告がなされたが、とりわけ米国からの報告で海外腐敗防止法 (FCPA) による国際的M&Aに対する影響についての議論がなされ会場の関心も高かった。FCPAは、日本企業の方にとっても他人事ではなく、関心を持つべき事項と思われるので、ご紹介したい。

米国海外腐敗行為防止法 (The Foreign Corrupt Practices Act of 1977, FCPA) とは、外国公務員に対する賄賂 (金員に限らず価値あるものの提供を含む) の支払を禁止する米国の法律である。日本においても不正競争防止法18条は、外国公務員等に対する不正の利益の供与を禁止しているのだが、とりわけFCPAが着目されるのは、米国司法省が、米国企業に係わらず、積極的にこの摘発に乗り出しており、かつ、その罰金や課徴金が極めて高額に及ぶことからである。

FCPAの賄賂禁止規定は、①米国に上場している企業、米国企業、又は、いかなる個人法人であっても、②不正に、③外国公務員、外国の政党もしくは政治職の候補者に対して、④当該外国公務員がその義務に反する行為をするよう影響を与える目的で、又は、取引を獲得もしくは維持するために、⑤いかなる有価物であってもその支払をし、もしくはその申出を行うために、⑥州際通商における手段 (電話、電子メール等の通信手段や電車、飛行機等の交通手段) を利用すること、を禁止している。

そして、直接外国公務員に賄賂を支払うこと以外に、第三者 (仲介者、代理店、販売店、ブローカー、コンサルタント等) を通じて間接的に

に支払うことも禁じられている。

かかる禁止規定は、米国に上場している日本企業や米国企業の役職員であればダイレクトに、米国に上場しておらずとも、米国子会社が賄賂の支払に一部でも関与していたりすれば、日本企業やその役職員である日本人にも当然に適用されることになる。

そして、違反者には、会社の場合には200万ドル以下の罰金、個人の場合には5年以下の禁固もしくは25万ドル以下の罰金またはその併科、さらに、上記に代えて、違法行為で被告が得た利益または被害者のこうむった損害の2倍額相当の罰金を科される場合もある。

具体例で言えば、2008年、ドイツの会社であるシーメンス社及びその子会社は、米国司法省とSECに対し、合計8億ドル (罰金4.5億ドル+不正利益返還3.5億ドル) を支払った外、ドイツの検察当局にも合計6.96億ユーロを支払うこととなった (約1500億円)。

日本企業でも、2008年、製造業の会社役員が、米国その他における談合とラテンアメリカ諸国において取引獲得のために外国公務員に対して賄賂を支払う謀略に参加したとして起訴され、その罪を認め、2年間の禁固と8万ドルの罰金の支払いに応じたこととなった。彼は日本本社及び米国その他の子会社でラテンアメリカに製品を販売する担当者を指揮監督する地位にあった。



最近では、2011年4月、日本企業 (米国非上場) がナイジェリアのJVに絡み、ナイジェリアの公務員に対して賄賂を渡したとされ起訴されていた事件で、米国司法省との間で和解が成立し、2.18億ドルの罰金の支払を行うとともに、2年間独立したコンプライアンスコンサルタントを雇うこととなった。

今日、企業の規模の大小を問わず、中国やアジア諸国に海外進出する企業が多い中、M&Aの相手先企業、投資先企業、JVやその他のパートナー、そして仲介者や代理店など、どこかの関係先が、当該国やその他外国の公務員に対して賄賂を支払うなどした場合、米国企業や米国内での行為が関連していれば、米国司法省の捜査対象となる懸念があるということになる。

そして、米国司法省は米国法人のみならず外国法人の摘発も積極的に行う意向を表明している。そのため、国際的なM&Aにおけるデュー・デューリジェンスには、FCPA関係の調査を加えることが今や常識となってきている。

また、このような行為に荷担しないような内部のコンプライアンス体制の強化や、万一、疑わしい事実が発覚したときに適切な対応をとることが、海外展開を行う企業には特に強く求められていると言えよう。

「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」が公表されました

弁護士 中野 清登



弁護士
中野 清登
(なかの・すみと)

〈出身大学〉
京都大学法学部

〈経歴〉
2005年10月
最高裁判所司法研修所修了
〈58期〉
中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務、
独占禁止法

1 はじめに

法務省法制審議会民法（債権関係）部会（「部会」）は、市場のグローバル化への対応や民法の規定の明確化などを目的として、平成21年10月より民法（債権関係）の改正に向けた審議をしてきましたが、本年4月12日、部会において「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理（「中間的な論点整理」）」が決定されました。

中間的な論点整理については、本年6月1日から8月1日までパブリックコメントの手続が実施されており、同手続によって寄せられた意見を踏まえ、今後更に部会において改正案の制定に向けた審議がなされる予定です。

2 中間的な論点整理の概要

中間的な論点整理では、文字通り論点を整理することに主眼が置かれています¹。そのため、記載の形式も、部会の見解を示すというのではなく、大部分が「…について、（更に）検討してはどうか」など論点の所在を明確にするような記載に留められています。

中間的な論点整理において言及されている論点は非常に多岐に亘るため、紙幅の関係で全ての論点についてご説明することはできませんが、ごく一部の論点について、中間的な論点整理の概要をご紹介します。

(1) 詐害行為取消権

近時、倒産法制において否認権に関する規定が改正されましたが、これを受けて、倒産法上の否認権との比較ないし整合性を念頭に置いた論点整理がなされています。例えば、詐害行為取消の対象となる行為類型の範囲について、否認権と同様に類型化するかどうかについて、更に検討してはどうかとの整理がなされました²。

また、一定の場合に取消債権者が事実上の優先弁済を受けられるという現在の実務を維持するかどうかについて、中間的な論点整理では「債権回収機能を否定又は制限するかどうかについて、責任財産の保全という制度趣旨との関係のほか、詐害行為取消権の行使の動機付けという観点などに留意しつつ、更に検討してはどうか」とされています³。

(2) 保証

保証に関する多くの論点において、保証人をどのように保護するかの観点から整理がなされています。例えば、保証契約締結の際に、保証人

に対して、保証の趣旨や主債務者の資力などについての説明ないし情報提供を義務付けることの適否について検討してはどうかとの整理がなされています⁴。また、一定の場合に連帯保証や根保証の成立を制限することの適否を検討してはどうかとの整理がなされていますが、これも保証人保護の観点に基づくものです⁵。

(3) 債権譲渡

譲渡禁止特約に関して、債権譲渡による資金調達の便宜と譲渡禁止特約による債務者の利益とのバランスを図るにはどのようにすべきかという観点から整理がなされています⁶。また、債権譲渡の対抗要件について、債務者への通知等を要件とする現行法の妥当性について審議がなされ、中間的な論点整理において対抗要件に関する複数の代替案が提示されています⁷。

(4) 約款

現代社会では約款取引が重要な意義を有するものの、民法には約款について特別の規定がありません。そこで、約款取引における取引内容の安定性を確保するなどの観点から、約款を契約内容とするための要件（「組入要件」）に関する規定を民法に設ける必要があるかどうかについて検討してはどうかとの整理がなされています⁸。

また、組入要件に関する規定を設けることとする場合、約款の定義や組入要件の内容をどのようなものとするかなどについて、更に検討してはどうかとの整理がなされています⁹。

3 おわりに

民法はわが国における取引の基本となる法律であり、民法（債権関係）の改正は我が国における取引のあり方に大きな影響を及ぼすものです。前述のとおり、今回の改正については部会において引き続き審議がなされる予定であり、今後も当該審議の動向に注目する必要があります。

1 筒井健夫「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」NBL第952号15頁（2011年）

2 中間的な論点整理・第10-2(2)ア

3 中間的な論点整理・第10-3(1)

4 中間的な論点整理・第12-1(2)

5 中間的な論点整理・第12-6、同第12-7

6 中間的な論点整理・第13-1

7 中間的な論点整理・第13-2

8 中間的な論点整理・第27-1

9 中間的な論点整理・第27-2、同第27-3

「第4回 日中韓保険産業シンポジウム」に参加して

弁護士 稲田 行 祐



弁護士
稲田 行祐
(い나다・こうすけ)

〈出身大学〉
早稲田大学政治経済学部

〈経歴〉
2007年9月
最高裁判所司法研修所修了
(60期)
第二東京弁護士会登録
2008年5月
金融庁監督局保険課出向
(課長補佐、法務担当)
同庁法令等遵守調査室室員
2010年6月
中央総合法律事務所入所
第一東京弁護士会登録

〈取扱業務〉
金融法務、民事法務、
商事法務、倒産法務

1 はじめに

去る本年4月7日から9日まで、韓国・済州島のロッテホテルにて、「第4回日中韓保険産業シンポジウム」が開催されました。同シンポジウムは、日中韓それぞれの保険専門誌(保険毎日新聞・中国保険報・韓国保険新聞)が共催するもので、今年で4回目となります。

同シンポジウムでは、各国1名から2名程度の方が、各国の保険業界に関する講演を行うところ、今回、私が日本の講演者として参加させて頂くことになりました。

2 シンポジウム当日

シンポジウムにおいては、各国代表者がそれぞれ40分ほど講演し、私は3番目に「日本における保険会社の破綻手続」についてお話しさせて頂きました。



私は、人前で話すのが苦手な上、話を聞いているのは、韓国金融監督院保険本部長、韓国保険学会会長及び各国著名大学の教授等の保険専門家の方々、という非常にハイレベルな空間であったため大変緊張しておりましたが、「日本の代表として頑張るぞ!」と気持ちを奮い立たせて講演に臨みました。しかし、同時通訳であったためか、聞いている方の反応がかなりいまいちでしたので、話し始めて10分ほど経った時点では、「話が終わったら、家に帰ろう。」と、少し悲しい気持ちになっておりました。

が、講演が終わった後の質疑応答にて、大変多くの質問を頂き、また、多くの学者や実務家の方々からお褒めの言葉を頂いたので、急に自信を取り戻して、その後の懇親会には快く臨むことができました。

懇親会では、普段はお話しすることができないであろう方々と、ざっくばらんにお話しすることができました。各国の保険業界に関する話題は勿論、各国の大学教授の方々の中には日本に留学された経験のある方も多かったので、日本ネタや、プライベートな話まで話題に欠くことはありませんでした。日中韓の国家間には、多くの問題が存在し

ているかも知れませんが、1人1人の人間同士の間には、何ら問題は存在していないと実感いたしました。

3 翌日、翌々日

翌日は、ゴルフか観光のいずれかを選択することができ、私は観光コースを選択したため、貸切バスで済州島を一周し、美味しい食事とお酒を堪能いたしました。もうこの頃になると、会話内容は、保険産業の発展という本題からはかなり離れており、例えば、



韓国のある著名な大学教授の方から「これ、うちの息子の写真。どうよ。」と携帯の待受画面を見せられ、「まじっすか。めっちゃイケメンじゃないすか。」という他愛のないやりとりを楽しんでおりました。

翌々日になると、もはや家族旅行の域に達しており、特に保険毎日新聞社の真鍋社長が自分の父親に見えてくるほどでした。



4 おわりに

このように、今回のシンポジウムを通じて、各国の保険業界の現状について学ぶとともに、多くの方々との出会い、また親交を深めるなど、大変充実した3日間を過ごさせて頂きました。正直、私よりも保険実務に精通している方は大勢存在するのですが、やはり、人生は地道に頑張っていれば、いいことあるんだなあ、と実感いたしました。

来年もまたシンポジウムに招待して頂けるように、今後も、こつこつと業務に励みたいと思います。

「名義株の問題点と対応策」

弁護士 岩城本臣 弁護士 加藤幸江
 弁護士 村上創 弁護士 小林章博
 税理士 岡山栄雄

1 名義株とは？

名義株とは、他人名義を借用して、株式の引き受け、払い込みがなされた株式のことをいいます。

このように他人名義を借用するケースとしては、まず、旧商法165条において、株式会社を設立するときの発起人の最低人数が7名とされていたところ、創業者だけでは足りず、親族、従業員などの名前を借りることとした場合が挙げられます。また、相続税などの税務対策として他人名義を借用する場合も挙げられます。

そして、そういった事情がなくなったあとも(名義借りをする必要がなくなったあとも)、特に名義を変更することもせず(名義株を整理することもせず)、長年放置し、名義人と名義借人とが経営において利害が相反するような場合等会社の支配権をどちらが有するかをめぐり、問題が顕在化することがあります。

事業承継スキームを策定するにあたり、この名義株の存在が事業承継にどのような影響を及ぼすのか、名義株の整理をどのようにすればよいのかをまずは検討する必要があります。

2 名義株の問題点

(1) 名義人と名義借人との間で会社経営について紛争に発展した場合、名義人と名義借人との間で株式の帰属を争うだけであれば、会社経営へ直接的な影響を及ぼすことはありません。

しかし、現経営陣(名義借人)が株主総会で適法に選任されたわけではないこと(真実の株主が議決権を行使できなかった)を理由に、名義人から、取締役職務執行停止の仮処分、議決権行使禁止の仮処分、株主総会開催禁止の仮処分等会社をまきこんだ法的手続がとられることもあり、会社経営に重大な支障が生じるケースも存在するのが現実です。

(2) 相続の際に相続税の課税の問題が生じる場合があります。名義借人に相続が発生した際、名義株について名義借人の相続財産であるとの認定がなされ、望外な相続税が課税されることがあります。また、名義人に相続が発生したとき、名義株である旨の立証ができず、名義人の相続人から高額な価格での買い取りを要求されることもあるのです。

3 真実の株主とは

当該名義株が名義人に帰属するのか、名義借人に帰属するのか、特に、同族会社の事業承継の場面で争われるケースがあります。

(1) そもそも、名義借人が株主なのか、名義人が株主なのかについては争いがありました。

形式説	名義人が株主である。 会社における株式の集团的・大量的処理は株主名簿の記載により画一的に定められるべきである。
実質説	実際に払い込み・対価の提供を行った者が株主である。

こうした争いについて、最高裁は昭和42年11月17日の判決(判タ215号101頁)において次のとおり判示し、実質説であることを明らかにしました。

「他人の承諾を得てその名義を用い株式を引き受けた場合においては、名義人すなわち名義貸与者ではなく、実質上の引受人すなわち名義借用者がその株主となるものと解するのが相当である。

けだし、商法第201条は第1項において、名義のいかんを問わず実質上の引受人が株式引受人の義務を負担するという当然の事理を規定し、第2項において、特に通謀者の連帯責任を規定したものと解され、単なる名義貸与者が株主たる権

利を取得する趣旨を規定したものと解されないから、株式の引受及び払込については、一般私法上の法律行為の場合と同じく、真に契約の当事者として申し込みをした者が引受人としての権利を取得し、義務を負担するものと解すべきである。」

(2) そして、実質説に依拠するとして、実質上の株主の認定については、事案毎に個別具体的に判断されることとなります。

その、実質上の株主の認定については、

- ①株式取得資金の拠出者
- ②名義貸与者と名義借用者との関係及びその間の合意の内容
- ③株式取得(名義変更)の目的
- ④取得後の利益配当金や新株等の帰属状況
- ⑤名義貸与者及び名義借用者と会社との関係
- ⑥名義借りの理由の合理性
- ⑦株主総会における議決権の取扱及び行使の状況

などを総合的に判断すべきとされています(東京地裁昭57・3・30判タ471号220頁)。

4 真実の株主の判定と名義株の整理

(1) 御社の株主名簿、もしくは、法人税申告書別表二「同族会社の判定に関する明細書」をご覧ください。そこに記載されている名義人が真実の株主であるのか、上記3(2)記載の各基準について個別に該当するの否か確認し判別してください。創業者が存命であれば、創業者に名義株の峻別を確認する必要があります。

(2) 名義株の整理

名義株であることが判明した場合には、当該株式を引き受けた(譲渡を受けた)際の資料の整理(契約書、資金の流れが判る資料等)、配当金の支払い状況または新株の引き受け状況が判る資料、当該名義人の株主総会への出席状況が判る資料を整理します。そして、名義人が存命であれば、当該名義人から当該株式が名義株である旨の確認書を徴求し、取締役会で承認してもらうことを検討すべきです。そして、株主名簿又は別表二を書き換えてください。

(3) 自分自身が、もしくは、被相続人がある会社の株主になっていることが判明した場合、同じく上記3(2)記載の各基準に従い真実の株主であるのか確認してください。名義株であることが判明すれば、相続税の課税がなされないように、真実の株主へ株主名簿又は別表二の名義を変更してもらってください。そして、会社から真実の株主ではない旨の念書を作成してもらうのがよいでしょう。

一方、真実の株主については曖昧ではあるが、会社が真実の株主と認めてくれる場合には、少なくとも今後の配当金については支払いを受け確定申告を行う、株主総会の招集手続を欠かさずしてもらう等が必要でしょう。また、会社の立場からすると、この時点で、将来の紛争を未然に防ぐために、当該株式を会社が直接買い取るという思い切った対策を講じる必要があるとされる場合もあるでしょう。



弁護士
柿平 宏明
(かきひら・ひろあき)

〈出身大学〉
京都大学法学部

〈経歴〉
2008年9月
最高裁判所司法研修所修了
(61期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務、
労働法務

敷引特約の有効性 (平成23年3月24日付最高裁判例について)

弁護士 柿平 宏明

1 はじめに

平成23年3月24日、いわゆる「敷引特約」と言われる特約について最高裁第一小法廷で判断がなされました(以下、「本件判例」といいます)。これまで下級審において判断が分かれていた論点であり、実務上もかなりの影響があるものと考えられますので、本稿において検討したいと思えます。

2 敷引特約の問題点

敷引特約とは、不動産の賃貸借契約において契約当初に貸主が受領する敷金の性質を有する保証金について、明渡しの際に一定額を控除し、これを賃貸人が取得することを内容とする特約を言います。

しかしながら、本件判例においてもそうですが、敷引特約は、受領した敷金から未払賃料等の本来填補すべき債務を引いた上で、さらに通常損耗等の賃貸人にかかる費用を填補するために一定額を控除するというものですから、本来負担すべきでない費用についてまで賃借人が負担しているという賃貸人に不利な側面があるために、賃貸人が事業者で、賃借人が消費者の場合(居住用の賃貸借契約においてはほとんどの場合がそうですが)には、この敷引特約が「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規程の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項(信義則)に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする」と定める消費者契約法10条に反するのではないかという問題が生じるのです。

3 従前の下級審判例

従前の下級審判例においては、有効と解する判決例もありましたが、例えば神戸地判平成17年7月14日(判時1901号87頁)、大阪高判平成21年12月3日、京都地判平成21年7月23日(判タ1316号192頁)のように、無効と解する判決例が比較的多いようでした。基本的には上記消費者契約法10条中、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものかどうかが問題となり、無効と解する際の考慮要素としては、通常損耗の修繕費等は賃料によって回収されているのであ

って、敷引特約によって二重負担になっていることは合理性がないこと、賃貸業者と消費者との間の情報量、交渉力の格差が激しいこと等といった点にあったと考えられます。

4 本件判例の判断と意義

本件判例上、従前の下級審判例に対応して重要な判断過程は以下のとおりです。「賃貸借契約に敷引特約が付され、賃貸人が取得することになる金員の額について契約書に明示されている場合には…賃借人の負担については明確に合意されている。」「そして、通常損耗等の修繕費用は、賃料にこれを含ませてその回収が図られているのが通常だとしても、これに充てるべき金員を敷引金として授受する旨の合意が成立している場合には、その反面において、上記補修費用が含まれないものとして賃料の額が合意されているとみるのが相当であって、敷引特約によって賃借人が上記補修費用を二重に負担することは出来ない。また、上記補修費用に充てるために賃貸人が取得する金員を具体的な一定の額とすることは、通常損耗等の補修の要否やその費用の額をめぐる紛争を防止するという観点から、あながち不合理なものとはいえず、敷引特約が信義則に反して賃借人の利益を一方的に害するものであると直ちにいうことはできない。もっとも…賃借人は、通常、自らが賃借する物件に生ずる通常損耗等の補修費用の額については十分な情報を有していない上、賃貸人との交渉によって敷引特約を排除することも困難であることからすると、敷引金の額が敷引特約の趣旨からみて高額に過ぎる場合には、賃貸人と賃借人との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差を背景に、賃借人が一方的に不利益な負担を余儀なくされたものとみるべき場合が多いといえる。そうすると、消費者契約である居住用建物の賃貸借契約に付された敷引特約は、当該建物に生ずる通常損耗等の補修費用として通常想定される額、賃料の額、礼金等他の一時金の授受の有無及びその額等に照らし、敷引金の額が高額に過ぎると評価すべきものである場合には、当該賃料が近傍同種の建物の賃料相場に比して大幅に低額であるなど特段の事情のない限り、信義則に反して消費者である賃借人の利益を一方的に害するものであって、消費

者契約法10条により無効となると解するのが相当である。」と一定の規範を定立した上、当該事案については、敷引額が通常想定される通常損耗による補修費用の額を大きく超えるとははいえず、敷引額も経過年数に応じて月額賃料の2倍から3.5倍にとどまっている上に、契約更新の際に1ヶ月分の更新料を取得する他に礼金等の一時金を支払う義務を負っていないことを理由に敷引特約を有効としています。

つまり、通常損耗による補修費用を賃借人が負担するという明確な合意が認められる場合には、負担すること自体は法的に有効と考えられる一方で、下線部記載の考慮要素に鑑みて高額に過ぎなければ敷引額が現実の補修費用を超えたとしても一方的に不利益とはいえずに敷引特約も原則として有効である、と解釈することが出来るかと思われます。

評価は分かれるかもしれませんが、下線部記載の規範に至る考え方自体は必ずしも従前の下級審の考え方を排斥するものではなく、結局のところ、上記考慮要素は、賃料、敷引額その他の賃借人が負担する金額の設定が合理的かどうかという点が第一次的には本質となっていることは変わらないのではないかと考えられます。また、本件判例については事例

判断としての側面は否めず、その具体的な射程は明確とはいえませんが、敷引特約だからというだけで無効になるわけではないと結論づけるまでに一定の経験則を示した上で、2~3.5ヶ月分の賃料に相当する敷引を有効と評価している以上は、当該数字は一つの基準として一定の意味を持つものだと考えられます。

紙面の都合上、詳細な法律の議論は割愛させていただきましたが、いずれにせよ、重要なのは、賃料、敷引等のそれぞれの料金設定の内実であって、合理的な根拠なく賃借人から金銭を取り過ぎることが認められないのは確かです。紛争化に対するリスクヘッジという観点からすれば、賃貸人の側からすれば賃料等の数字に合理的な根拠があるのかどうかを賃料等の設定の際に精査しておく必要がありますし、賃借人の側からすれば、その数字の根拠について可能な限り確認して判断材料としておくことが肝要ではなからうかと考えられます。

～春は知財関連の会合の季節～

当事務所は、知的財産権の分野にも力を注いでおり、知財部に所属する弁護士を中心に、特許等の産業財産権、著作権、不正競争防止法等に関する訴訟、交渉、契約書作成等いろいろな案件を扱っています。知的財産に関する多くの研究会のメンバーにもなっています。春5月は、新年度を迎えて、日本知的財産協会定例総会、日本工業所有権法学会、日本商標協会定時総会が開催されました。本年は、前2つの会合に出席しましたのでご報告します。

1. 日本知的財産協会定例総会

5月27日 椿山荘にて開催されました。

特別講演は、弁護士大場正成氏が、諸外国との比較をしながら、わが国の現行職務発明制度の問題点及びそれに対する見解を披露されました。青色発光ダイオード事件における第1審(東京地裁平成16年1月30日判決)が200億円の請求を認容したことから職務発明が注目度を増し、その後対価に関して特許法35条が改正されました。発明の対価の性格をどのように考えるか、契約等で定めた内容が不合理と認められないようにするにはどうしたらよいか、悩ましい問題が多くある分野です。

2. 日本工業所有権法学会

5月28日 名古屋大学にて開催されました。

午前中は、同志社大学の山根宗邦氏による「特許法学における制度論的研究の発展」と東京経済大学の小島喜一郎氏による「特許権侵害をめぐる訴訟と再審の交錯」の発表がなされ、午後は「通常実施権—当然対抗制度を中心に—」のテーマでシンポジウムが行われました。折しも、ライセンス契約の保護の強化の見地から、登録をしなくとも特許権等の譲受者に対抗できる制度の整備等を盛り込んだ特許法改正案が本年5月31日衆議院で可決、成立しました。ライセンス業務にかかわる事業者にとって非常に重要な改正なので、今回の事務所ニュースで解説する予定です。(なお、加藤は、本学会において監事をしています。)

(弁護士 加藤幸江記)





弁護士

小林 章博
(こばやし・あきひろ)

京都事務所だより 5

皆様のお役に立てる法律事務所を目指して

弁護士 小林 章博

緊急対策セミナー「震災から生じる法律上の諸問題への対応」

2011年3月11日、東日本大震災が発生しました。本原稿執筆時点で、震災発生からすでに3ヶ月が経過していますが、未だ多くの方々が行方不明、また避難所生活を続けられているという現実言葉に失います。

京都は今回の震災の直接的な被災地ではありませんでしたが、京都のメーカー、呉服業界等にも大きな影響が生じているという報道に触れるにつけ、こういった地元京都企業の間接的な被災に対しても私たち弁護士として何かお役に立てることに取り組みたいという思いが強まりました。そこで、その取り組みの1つとして、4月21日に京都で「震災から生じる法律上の諸問題への対応」というテーマで緊急セミナーを開催しました。

当日は、東京事務所パートナーの錦野弁護士、大阪事務所の赤崎弁護士そして京都事務所の藤井弁護士と私の4名が講師を担当し、売買、賃貸借、労働、保険、株主総会等について具体的事例を取り上げながら、震災から生じる法律問題について解説を実施しました。セミナー開催は急遽決定しましたので、開催のご案内から開催日まで約2週間程度しかありませんでしたが、当日は40名返の方にご参加いただいた上、翌日には地元新聞で大きく取り上げられる結果となりました。

改めて、京都の企業の皆様も震災により大きな影響を受けている事実を痛感するとともに、今回のセミナーだけではなく、今後も息の長い形で東日本大震災の影響を受けられた皆さまにお役に立てるような取り組みを続けていきたいと考えています。

「ビジネス・ロー勉強会」

京都事務所では2011年春から、「ビジネス・ロー勉強会」をスタートいたしました。「ビジネス・ロー勉強会」は、私たちが普段ご相談を頂くことが多い企業法務の現場を支える皆様のために、京都事務所としてお役に立ちたいとの思いから、皆様のスキルアップや他企業の皆様との相互交流を目的にスタートさせたものです。

「ビジネス・ロー勉強会」は、企業活動を取り巻く法律に関する知識を講師が一方的に解説するような勉強会ではなく、ご参加いただく方々が自由に疑問点を質問したり、活発に意見交換したりすることにより、生きた法律を学ぶことを目的としています。また、ご参加いただく方々の相互交流も重視しており、勉強会終了後に懇親会を開催したり、将来的には参加者がある法律問題をテーマに徹底的にディスカッションするような合宿の開催、勉強会の成果を書籍として出版する等も計画しています。

勉強会はもともと本年4月スタートを予定していましたが、前述の震災対策セミナーを急遽開催することとなった関係で、第1回目は本年5月17日に開催の運びとなりました。ご参加者は、京都に拠点を置かれている企業で法務関係の業務を担当されている方が中心です。

第1回目のテーマは、時期的に総会シーズン直前ということで「株主総会対策」を取り上げ、私が講師を担当いたしました。各社から株主総会の実務をご担当されている方々がご参加いただいていたこともあり、初めて顔をあわせる方が多数いらっしゃったにも関わらず、非常に活発な意見交換を行うことができ充実した勉強会となりました。

また第2回目の勉強会は6月21日「英文契約書作成基礎講座」をテーマに開催し、藤井弁護士が米国留学で得た実務的な経験に即した解説が行われ、ご参加いただいた方々の理解が深まったものだと思います。

今後、「ビジネス・ロー勉強会」は、毎年4月～9月、10月～翌年3月を各1期として継続的に開催していく予定です。

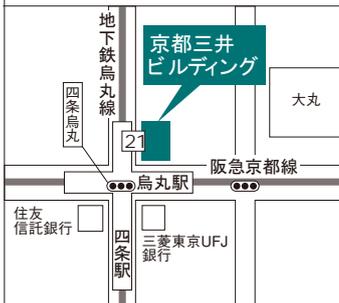
第1期の今後の開催予定は次のとおりです。

2011年 月19日 「労働者派遣法改正の動向」

2011年 月23日 「電子書籍と著作権」

2011年 月20日 「価格表示に関する規制」

「ビジネス・ロー勉強会」が、企業法務の現場を支える皆様にとって、より一層お役に立つ勉強会となるように、皆様のご意見、ご要望を取り入れながら、発展的に取り組んでいきたいと考えています。勉強会へのご参加のご希望やご質問等がございましたら、是非お気軽に京都事務所までお問い合わせください。



京都事務所へのアクセス

【所在地】〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
TEL (075)-257-7411 (代表) FAX (075)-257-7433

【交通】阪急京都線「烏丸」駅・地下鉄烏丸線「四条」駅下車 20番出口・21番出口直結

「江戸っ子三代」に似た言葉として「味覚三代」という言葉があります。本当に優れた味覚を獲得するためには、三代を経る必要があるという意味です。子Aの味覚を磨くためには、Aの幼少時から味のよい物を食べさせていることが必要ですが、その前提として、親B自身に正しい味覚がなければなりません。Bの味覚を磨くものはやはりBの親Cですが、一代目のCが才能とか努力とか機会に恵まれたとかの、なんらかの方法によってそれなりの味覚を身につけることが出発点になるのでしょうか。

味覚は舌が主人公で、眼(視覚)、耳(聴覚)、鼻(臭覚)、皮膚(触覚)とともに五感の一つですが、単独で活躍するだけではなく、料理の賞味に際しては、食材の色や取り合わせとの配色、器との調和を感じる視覚と深く関係します。それだけではなく「パリパリ」、「シャリシャリ」といったものを噛むときの音を聞く聴覚、料理の匂いに関する臭覚、料理の肌触りを感じる触覚と協働してこそ味わいが深くなるのです。

実はこの「味わい」という言葉そのものが、「味わいのある」人とか文章というように、味覚の「味」から離れて、物事のおもむき、おもしろみを示す意味も持っていますし、英語でも「味」を示す「taste」は、好み、嗜好や審美眼、鑑賞力、センスの意味も持ちますから、洋の東西を通じて同じように把握されていることが分かります。

「目は一代、耳は二代、舌は三代」というのも同じことを言っています。味覚はそれほどに微妙かつ高度のものだということです。おそらく茶の文化を始めとしていろんな嗜好とともに開発されていく感覚なのだろうと思います。しかし根本には、絶対音感に似た鋭敏な味の感受力を開発しておかないといけないのであります。絶対味覚という言葉があるのかどうか知りませんが、そのような感覚と受け止めてよいものがあるように思います。この物理的な意味での鋭敏な感覚とともに、修養、教養によって高められる真正の味覚を身に付けるためには三代を必要とするということなのでしょう。



以前京都地裁所長として、京都市上京区にある所長宿舎に住んだことがあります。この宿舎は、京都御所の前にあった有栖川宮邸(江戸時代)の主要部を明治20年頃に京都御苑の外(下立売御門の前付近)に移築した文化財的な建物でした(以来ずっと所長宿舎として利用されてきましたが、最近女子教育の学校法人に売却されました。しかし建物はそのまま保存され、学校が茶道等の教育に使わない時期に、有料で一般公開されていて、市内観光バスも立ち寄っています)。当然上京の住民になりましたから、誘われて何回か上京区民の集いに出たことがあります。

この集いは、春秋に茶会をし、夏に薪能をし、住民が千円程度の参加費を支払って参加するというものですが、茶会は上京区にある表千家、裏千家が交代で担当し、能や狂言の演者も上京区居住の家元的な人が演じ、場所は徳大寺、相国寺等の神社仏閣で行う、つまり一流の人や場所を全部上京だけでまかなってその催しをします。今でこそ薪能は各所で行われていますが、この催しが流行のさきがけだったそうですから、大した文化事業だと感心し、そしてまた上京の住民がこれらの催しを心待ちにし、楽しんでいる様を見るにつけ、それでこそこうした催しが盛大に続いていくのだと感じたものです。

そうした折りに、上京の住民から「上京に住むには七代前に感謝しろという言葉がある」と聞いたことがあります。文字どおりの意味に加えて、上京の人として折り目正しい挙措ができ、また人からも認められるためには七代位経ないといけないという意味もあるのでしょうか。江戸っ子三代とか味覚三代でもなかなかのものなのに、なんと七代とは。さすがに京都だなあと恐れ入ったのであります。しかしまた、こうした上京の催しやそれを心から楽しんでいる人々を見るにつけ、文化の厚みが脈々と受け継がれていくにはそれだけの素地がなければならないのかもしれない。



法曹三代などという言葉はありません。法曹になるために幼少時から特化して開発されなければならない資質といったものはないからです。いやむしろ子を法曹にするために幼少時からそのための勉強をさせるなどということは百害あって一利なしです。

しかしながら法曹の仕事の対象は人と社会です。これらは複雑きわまるもので、分かることが至難である上に、その中で生じた紛争をうまく解決することが法曹の役割ですから、かなり複雑で困難な判断と説得ができる資質と能力が必要です。そのようにして出される判断が関係者に受け入れられてこそ、人や社会が安心安定するのです。

こういう高度の判断をする資質、能力を獲得するには、一代だけではやはり無理で、上記の三代とかにも似た伝承を必要とします。ですから法曹は優れた先輩からいろんな面で人的な伝承を受ける必要がありますが、誰もがその機会に恵まれるとは限りませんから、物的な伝承を模索することを欠かせません。それとやはり基本的には、伝承の必要性を心から認識し、これへの強い憧れを持っていることが大切です。

法曹の物的な文化財というと、やはりいろんな事件を扱うことで積み重ねられた裁判例です。これを研究することで物的な伝承が得られるはずなのですが、学者が行う判例研究、判例評釈は、主として法理論研究、批判で、当然目線は上からか、少なくとも水平です。ここで大切なのは、判例の法理論を批判するというよりも、判例に潜んでいる諸々の知恵を、下からの目線で学ぶことなのです。以前「判例輪読会」と名付けた、若い裁判官らとの勉強会に参加していたことがあります。このネーミングは、熟したものではありませんが、いわゆる判例研究とは違うということを形の上で明確にするためのものでした。

最高裁判例を対象とするときは、一審判決からの経過や事実関係を把握し、どういう事実関係や争いの実情の中から、各裁判体がどういう比較較量のもとに結論を導いたかをフォローしたり、推理することで抽出されるであろう裁判の知恵の全体を、もしその知恵に至らなさがあればそれをも学ぼうというものです。当然社会・経済・政治現象やその変遷、また関係者がどんな人かといった、人に関する諸々のことをも合わせて議論しなければなりません。その際には、事案とその背景を見通して、そこから知恵を読み取る力のある経験豊かな法曹がチューターを務めることが大切であると思っています。



税理士
岡山 栄雄
(おかやま・えいお)

〈出身学校〉
高知学芸高等学校
関西学院大学経済学部

〈出身地〉
高知県四万十市

〈主な経歴〉
大阪国税局 総務部 企画課長
大阪国税局 査察部 管理課長
大阪国税局 査察部 次長
国税不服審判所 審理部 副審判官
福知山税務署 署長
南 税 務 署 署長

〈現職〉
近畿税理士会 理事
(社)北納税協会 監事

〈中央総合会計事務所〉
大阪市北区西天満2丁目10番2号
幸田ビル6階603号
TEL 06-6363-2063
FAX 06-6363-2067

「組織における異端者」

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄雄

1 異端者と組織

組織には必ず異端者が存在します。また、異端者のいない組織は正常な組織ではありません。批判勢力を持たない組織は腐敗すると言われています。私は国税組織における異端者であったと思います。税務行政について、国の財政全般の観点から、また、現場主義に立脚した上で将来を見据えた意見を数多く具申しました。

一方、私は、国税組織の管理者になったとき、自分と異なった性格や意見を持った人物を数多く重用しました。その理由として、反対意見は自分の考え方が正しいかどうかのチェック機能になりますし、また、自分の立場や性格では言えないような厳しい意見を言ってくれるからです。

2 異端の効果

漁師は沖で取った魚を生きたまま港に運んでくる方法として、生簀の中に別の魚を投げ込んでおくと聞きます。同じ魚だけにすると港に着く前に死んでしまうそうです。集団の中に異分子が入り込むことによって緊張状態が生じ、それが魚の生命力の支えとなり、港に着くまで生き生きとした状態が保たれるそうです。

製鉄所においては、鉄鉱石だけでは良い鉄はできないと聞きます。勿論、コークスは必要ですが、それ以外にも少量の屑鉄が必要だそうです。純粋な鉄鉱石だけでは粘り気のない鉄になり、不純物が混ざることによって良質の鉄になるそうです。

ペンキ職人は白いペンキを塗るとき、塗る直前に黒いペンキを少量混ぜて使用すると言われます。白色に黒色を混合すると白色が鮮やかになり仕上がりが良いそうです。自然界における異端には効果があるのです。

3 異端の心得

私は、いごっそうと言われる土佐人気質のせいか、「人の行く裏に道あり花の山」の格言が好きで日常的に実践しています。他人と違うこと、又は逆のことをするなど、敢えて異端者になるよう心掛け、専門外のことに興味を持つようになっています。

ミクロにおいては、細胞の免疫力である恒常性(ホメオスターシス)を引き出す免疫療法に関心があります。人間の60兆個の細胞が本来持っている免疫力を認識し、自分の健康管理に活かしています。

マクロでは、宇宙の仕組みに興味を持っています。137億年前のビッグバン、46億年前の地球誕生からの宇宙、できれば宇宙の創造主(グレートサムシング)を理解したいと思っています。宇宙のことを考えると、日常の些細な出来事によるストレスの解消につながります。

4 異端者の活用

我が国の組織、特に公務員の社会では、異常にチームワークを重んじます。勿論、チームワークは大切です。しかし、とかく同質の人間だけの仲良し集団になりがちです。同質の組織は居心地はいいのですが、発想が狭く生産性の低い集団になります。組織が高い生産性を維持するためには、敢えて組織の中に異物を持ち込んで、緊張感を持ち続ける必要があります。異質な嫌われ者が組織を活性化するのはです。

また、組織の管理者は、個性の少ない仲良し集団を好みます。その方が管理し易いからです。ところが、戦う集団にはなり得ません。確かに個性の強い人間はコントロールが難しいものです。しかし、チームワークを保ちながら、個性の強い者を生かすことが管理者としての務めなのです。管理者は大変ですが、それを乗り越えてこそ真に強いリーダーとなれるのです。



弁護士法人

中央総合法律事務所 <http://www.clo.jp>



■京都事務所
〒600-8008 京都市下京区四条通丸太町東入ル
長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
TEL.075-257-7411(代表) FAX.075-257-7433



■大阪事務所
〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号
幸田ビル11階(受付5階)
TEL.06-6365-8111(代表) FAX.06-6365-8289



■東京事務所
〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号
NBF日比谷ビル11階
TEL.03-3539-1877(代表) FAX.03-3539-1878

●所属弁護士等

弁護士 中務 治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 讓二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 中野 清登	弁護士 久保田千春	弁護士 吉田 伸哉	弁護士 田口 健司	弁護士 平山浩一郎
弁護士 古川 純平	弁護士 松本久美子	弁護士 稲田 行祐	弁護士 柿平 宏明	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 太田 浩之
弁護士 中村 健三	弁護士 大槻 幸弘	弁護士 大平 修司	弁護士 鍛冶 雄一	弁護士 下西 祥平	客員弁護士 川口 富男	客員弁護士 岡村 旦
客員弁護士 アダム・ニューハウス (カリフォルニア州弁護士)	法務部長 寺本 栄	法務部長 角口 猛	法務部長 野草 弘嗣			